

## 役員及び評議員の報酬規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人子ども未来ネット弥生(以下「法人」という。)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関する事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者を言う。
- (3)報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (4)費用とは、職務執行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費)等の経費をいう。また、費用と報酬とは、明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員には、職務執行の対価として報酬及び退任慰労金を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬及び退任慰労金を支給する。
- 3 退任慰労金は、任期を満了、若しくは1年以上務めた役員及び評議員に対して、支給する。また、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

### (理事長の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の運営のため業務にあたった場合には、勤務形態に応じて報酬を支給する。

- 2 前項の業務には、通勤手当を支給し、その計算方法は職員の通勤費支給基準に準ずる。

### (報酬等の算定方法)

第5条 理事長及び理事並びに評議員に対する報酬等の算定方法は次のとおりとする。

- (1)理事長報酬は、別表第1に定める額
- (2)理事長の退職金は、別表第2に定める額
- (3)理事及び評議員の退任慰労金は、別表第3に定める額
- (4)役員及び評議員の報酬は、別表第4に定める額

(報酬等の支給方法)

第6条 役員及び評議員に対する報酬等の支給方法は次のとおりとする。

- (1)役員及び評議員の報酬は、当該会議等に出席した都度現金で支給する。
- (2)理事の退任慰労金は、退任後30日以内に現金で支給する。
- (3)第4条に掲げる理事長の報酬は、金融機関の口座に毎月21日に支給する。なお、支給日が金融機関の休業日にあたる場合には、翌営業日に支払うものとする。
- (4)理事長の退職手当は、退職後30日以内に金融機関の口座に振り込みで支給する。
- (5)役員が死亡により退職(退任)した場合については、その遺族に支払うものとする。

(費用弁償の支給)

第7条 役員及び評議員が、法人の業務に従事したときは費用弁償を支給する。

前項の費用弁償の額は、別表第5に定める額とし、業務の都度現金で支給する。

- 2 法人業務で出張する場合は、出張旅費を支給する。出張旅費は、職員の旅費規定に準じ業務の都度現金で支給する。

(年間報酬月額制限)

第8条 一会計年度に支給する役員の報酬総額は、定時評議員会において定める額の範囲内としなければならない。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃については、評議員会の決議によって行う。

附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、2020年7月1日から施行する。

別表 1 理事長の報酬

役職名	報酬の額(上限額)
理事長(常任役員)	月額 620,000 円以内

(1)令和 2 年度以降の理事長報酬は、月額 360,000 円とする。

別表 第 2 (常任理事長の退職金)

役職名	退職手当の額
理事長(常任役員)	最終報酬月額×在任期間×係数

(係数)

在任期間	係数	備考
2 年以上 10 年以下の期間	1 年につき 100 分の 100	
10 年以上 15 年以下の期間	1 年につき 100 分の 120	
15 年以上の期間	1 年につき 100 分の 140	

在任期間は、就任した日から退任した日の属する月までとする。1 年単位とし、単数は月割りとする。

別表 第 3 (役員及び評議員の退任慰労金)

役 職 名	退職慰労金の額
理事	在任期間 1 年につき 20,000 円
監事	在任期間 1 年につき 20,000 円
評議員	在任期間 1 年につき 5,000 円

(1)在任期間は、平成 22 年 4 月(法人設立時)を始期とする。

また、在任年数は、1 年単位とし、単数は切り捨てとする。

別表 第 4 (役員、評議員の報酬)

(1)役員、評議員

項 目	日 額
理事会への出席	4,160 円
監事監査への出席	4,160 円 但し、決算監査は(8,320 円)
評議員会への出席	4,160 円

(1)理事を職員が兼ねる場合は支給しない。

ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等においては支給する。

別表 第5 (役員、評議員の費用弁償)

項 目	費用弁償額
法人業務のための出勤	(半)日額 2,000円

(1)理事を職員が兼ねる場合は支給しない。

ただし、正規の勤務時間外に開催される業務においては支給する。

参考

社会福祉法第45条の35 社会福祉法人は、役員及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令に定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額な者とならないような支給基準を定めなければならない。

2 前項の報酬の支給基準は、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更証しようとするときも、同様とする。

理事長報酬算定根拠

※ 報酬月額 620,000 円(上限額)は、現状の水準を基本とした。

現状(令和2年度)

給与 445,000 円×12 ヶ月= 5,340,000 円

賞与 445,000 円×4.7 ヶ月=2,091,500 円

年計 7,431,500 円÷12 月平均額(619,291 円)

☆民間事業者役員比較

人事院の報酬調査 平成28年度(民間事業者の一番小さい規模)

平取締役 平均年間報酬 18,527,000 円 時給 7,237 円

この基準を下回っていること。(不当に高額にならない)

☆報酬の支給開始時期

令和3年4月から